



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2024年08月

No.111

特集【特集】「離婚協議書」「公正証書」「調停調書」違いは？

みなさん、離婚協議書・公正証書・調停調書の違いはご存じでしょうか。
いざ、離婚後、養育費・親子交流・財産分与・年金分割・離婚慰謝料（離婚原因のあるとき）の支払いなどで、約束が守られないケースの相談があります。このような時、証明力の高い書類に残しておくことが大切です。今回は、離婚の種類によって作成される書類の種類についてご紹介します。



■離婚協議書、公正証書と調停調書とは

離婚協議書（契約書）とは

協議離婚時に夫婦で話し合った（＝協議した）取決めを、離婚後に言った言わないの防止のため、書面に残し、お互いにその取決め（契約）を夫婦双方がお互いに守り、守らせる書類になります。
夫婦での取決めを書類に残しておくものなので、ネットや本の知識だけでも作成は可能ですが、内容に不備があるとその離婚協議書自体が無効になってしまう可能性もあるので注意が必要です。

公正証書（契約書）とは

公正証書は、協議離婚で決めた約束をまとめた離婚協議書に、法的効力を持たせたい場合に公証役場へ持参し、公証人に申請して作成される「公文書」です。

公証人は夫婦双方で取り決めた事項を公正証書として作成はしてくれますが、どのような取決めをしなければならないのか、どのようなことを想定しておかなければならないのか等ということのアドバイスをしてもらえないわけではないということを注意しておきましょう。

調停調書とは

離婚調停が成立した際に調停調書が必ず作成され、作成するのは家庭裁判所になります。
記載された内容は裁判の判決（確定判決）と同じ効力を持つため、内容を守る義務があります。

■公正証書と調停調書の違いについて

事項	離婚協議書	公正証書	調停調書
作成する場所	どこでもOK	公証役場	家庭裁判所
作成する人(仕事として)	弁護士・行政書士	公証人	裁判所書記官
作成するまでの離婚方法	協議離婚	協議離婚	離婚調停
強制執行の範囲	無し	金銭のみ (養育費・慰謝料・財産分与)	記載内容すべて (面会交流や不動産も含む)
執行認諾文言の必要性		強制執行(差押さえ)の際に 訴訟手続きが必要	責務名義になるのであえて記載する必要はない
時効		内容により変わる	10年

※公正証書（時効）：財産分与2年・慰謝料3年・養育費5年

■公正証書：強制執行（法的な強制力で養育費を確保）の要件

公正証書の場合は、債務者が「強制執行を承諾する」という『強制執行認諾事項』が明記されていることが必要です。この事項がないと強制執行はできません。

■公正証書による強制執行手続き

強制執行は地方裁判所に申立てますが、公正証書のみでは、強制執行することはできません。

①強制執行手続きの前段階として、公正役場へ、強制執行認諾条項が入っている公正証書の正本（債権者が保管している公正証書）を持参します。

②執行文の付与申請を依頼する。（執行文とは、強制執行しても良いことを証明するものです。）

公正証書の末尾に付与してもらいます。（※要手数料）

③送達証明書の付与申請を依頼する。

公正役場から公正証書の謄本を相手（債権者）に送達してもらい、送達した証明書を交付してもらいます。（※要手数料）

この②と③の書類が揃ったら、地方裁判所に強制執行の申立てができるようになります。

※強制執行の申立てをするのは、相手（債権者）の住所地や勤務地の所在地の地方裁判所です。

なお、裁判所での強制執行手続きの流れ・上記②③他の必要書類・費用等の詳細については、裁判所にお問合せ下さい。（給与や預貯金など、差押えの対象によって手続きが異なります。）



◆参考資料・参考情報

法務省：離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html

裁判所：動画配信 YouTube より

○ご存じですか？家事調停（10分）<https://youtu.be/5vU6DUc7oul>

○「子どもにとっての望ましい話し合いとなるために」（17分45秒）https://youtu.be/uGV8hH3Z_IA

民事執行法とハーグ条約実施法（※）が改正されました。

パンフレット：<https://www.moj.go.jp/content/001343332.pdf>

（令和3年5月1日から全面施行（原則として令和2年4月1日から施行されています。））

（※）正式名称は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」

◆相談・援助機関

●長崎地方法務局 公正役場一覧（長崎県には、長崎市・諫早市・島原市・佐世保市にあります。）

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagasaki/table/kousyou/all.html>

〈家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については〉

◇家庭裁判所・・・長崎県は、支部・出張所含め11か所あります。

*管内の裁判所一覧・・・<https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

◇法テラス・・・日本司法センター <http://www.houterasu.or.jp> 法テラスサポートダイヤル 0570-078374 おなやみなし

（IP電話からは03-6745-5600）

※YELLながさきでは、毎月第3水曜日に無料法律相談を行っています。ご相談下さい。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階

TEL 095-801-4445 FAX 095-801-4446 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき